

「ライドシェア」と称する白ナンバーでのタクシー類似行為の
容認を旨とした規制改革の自粛を求める意見書

「ライドシェア」と称する白ナンバーでのタクシー類似行為については、現在、新経済連盟が、政府の規制改革推進会議、未来投資会議、国家戦略特区諮問会議、IT総合戦略本部に対し、繰り返し提案している。これは、道路運送法で禁止されてきた、いわゆる「白タク行為」を合法化するものであり、運行管理や車両整備等について責任を負う主体を置かず、自家用自動車の運転者のみが運送責任を負う形態となっており、安全の確保や利用者の保護等の観点から大きな問題を生じることが懸念される。

このように、多くの問題点を有する「ライドシェア」と称する白ナンバーでのタクシー類似行為が無秩序に地域で展開されれば、結果的に利用者の安全・安心が担保されない事態が常態化する恐れがあり、また、タクシー事業ばかりでなく、路線バスや鉄道を含めた地域公共交通の存立が危機に陥り、ひいては地域経済にも深刻な影響を与えかねない。

特にタクシー事業は、高齢者や障がい者等の交通弱者にとって、介護や通院、買い物など、日常生活を送るために欠かせないきめ細かなドア・ツー・ドアの公共交通機関であり、市民にとっても安全・安心かつ快適・便利な交通機関として、社会生活や地域の経済活動を支える重要な役割を担っており、今後、少子高齢化が一層進む中、地域におけるタクシー事業の重要性はますます高まることが予想される。

「世界一」のサービスと安全・安心を誇る日本のタクシー事業を鑑みれば、ライドシェアを検討するのではなく、国際的にも良質で安全なタクシーをこれからも守っていくことが肝要であると考えます。

よって、次の事項について実現されるよう強く求めるものである。

- 1 市民の安全・安心に極めて大きな懸念のあるライドシェアの検討については、慎重に対応すること。
- 2 地域の公共交通の役割を担っているタクシー事業が、より安全・安心で快適・便利な交通機関として利用者にサービスが提供できるよう諸施策を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月18日

甲 府 市 議 会

提出先

衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 総務大臣 国土交通大臣
内閣官房長官 内閣府特命担当大臣（規制改革）